

# 東海 の 古 代

## 第178号 2015年06月

会長：竹内 強      副会長・発行：林 伸禧  
 編集：石田敬一      投稿先アドレス：furutashigaku\_tokai@yahoo.co.jp  
 HP：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku\_tokai

### 『二中歴』年代歴の 「兄弟、蔵和」年号について（追加）

—古代史覚書帳—

瀬戸市 林 伸禧

筑紫君 ———— 火中君  
                                 └─── 筑紫火君

### 3 兄弟・蔵和年号

『二中歴』年代歴の年号「兄弟」・「蔵和」の記事は次のとおりである。

兄弟 六年 戊寅

蔵和 五年 己卯 此年老人死

(尊経閣善本景印集成14『二中歴』一<sup>\*2</sup>、82頁)

兄弟・蔵和年号の経過は、次の二つの場合を考え得る。

#### ・兄弟年号を中心とする場合

法清	兄弟(6)	師安(1)	和僧
西暦：558	559	563	564年
	蔵和(5)		

#### ・蔵和年号を中心とする場合

法清	兄弟(6)		
	蔵和(5)	師安(1)	和僧

蔵和側が政権をとれば、兄弟を1年の期間と記述すると考えられるが、兄弟は6年の期間とされることから、政権は兄弟側がとったと思わ

### 1 はじめに

本誌177号(平成27年5月)で、『二中歴』年代歴の年号「兄弟」・「蔵和」の時期が重複しているのは、二つの勢力の内乱により各々年号を建てたからであると思われると述べた。その傍証として、蔵和年号の記事「此年老人死」は、「老人星が見えない」ことを指し、『史記』天官書の記事に「老人星が見えないときは兵乱が起こる」とあることから、内乱が起きた意味であるとした。

本稿では、新たな資料の追加と他説の紹介とともに、他説の問題点を明確にすることで、自説の妥当性を示す。

### 2 「兄弟」年号の意味

年号としての「兄弟」は特異な名称である。その意味するところは兄弟統治(執政<sup>\*1</sup>)である。

その兄弟は『日本書紀』欽明17年(556年)条から火中君と筑紫火君の二人と推定できる。

\*1 古田武彦著『失われた九州王朝』352頁(復刊本：ミネルヴァ書房、2010(平成22年)年2月)参照

\*2 『二中歴』：景印本。編集：(財)前田育徳会尊経閣文庫(編集)、八木書店、平成9年8月翻刻本。『史籍集覧』第23冊、36頁、異説は記述されていない。

れる。

古代逸年号の記述者は、通用期間の重複及び『史記』天官書の「南極老人」の記事を引用して、婉曲に内乱があったことを示していると思われる。

傍証として、現代よりも干支に熟知している当時の書写者は、二つの年号が重複していると承知しているが、『史記』天官書の記事が引用されていることから、重複の意味を知ったと思われる。また、その意味が理解できない後世の書写者は単純に「一行」と記述したと思われる。

年代記を作成する場合、年号は作成者が正統とする年号を記述し、それ以外（異説等）の年号は、細字で記述している。（『如是院年代記』<sup>\*1</sup>等）

すなわち、本文と細字の年号を『二中歴』のように年号をとりまとめれば、このような記述になると推定する。また、『二中歴』年代歴において、大宝以前の年号に記述されている記事の中で、「**此年老人死**」は、他の記事に比較して記述した意図が不詳で具体性に欠く記事である。

（別表1参照）

## 4 追加資料

### (1) 中国文献

老人星について、『晋書』卷十一 志第一・天文上)にも記述があった。

**老人一星，在弧南，一曰南極，常以秋分之旦見於丙，春分之夕而沒于丁。見則治平，主壽昌，常以秋分候之南郊。**

（中華書局版二十四史『晋書』306頁）

老人と呼ばれる1つの星は、弧の南に位置している。別に南極ともいう。いつも秋分の日の明け方に南に現れ、秋分の日の暮れ方に南に沈む。現れるときは、世は太平である。それは人の長寿と隆昌を管轄する。いつも秋分の日に、都の南の郊外において、天子はこの星を望み見るのである。

（インターネット「南極老人星」<http://www.asahi-net.or.jp/~nr8c-ab/afchnnankyoku.htm>）

### (2) 日本文献

「老人死」を記述している年代記は、次のと

おりである。

・『常光寺年代記』の義和元己卯条

**老人皆死**

（大倉精神研究所所蔵書写本）

・『興福寺年代記』の蔵和元年己卯条

**老人皆死**

（文科大学史料叢書『興福寺年代記』）

・『建長寺年代記』蔵知己卯条

**日本老人皆死**

（東京大学史料編纂所景印本）

そのほかに、『縁城寺年代記』<sup>\*2</sup>には「兄弟」年号の異説に「**異本兄弟和トアリ**」がある。「和」とは意味深長である。

### (3) 微証

『増修和漢合運図』における蔵知年号の通用期間・末年干支は「尽六年癸未」（表1参照）と記述されている。

蔵知の正しい通用期間・末年干支は、「5年癸未」であり不整合である。「尽六年癸未」と同様の記述は12例あるが、蔵知条のみ不整合である。

「六年癸未」であれば『二中歴』の兄弟年号の通用期間と一致するので、本来は兄弟年号条に記述されていた記事であろうか。

## 5 他説

(1) 「六」字は、「元」字を読み間違えたとする誤認説がある。

古賀達也氏は、「洛中洛外日記」第924話（2015年4月16日）の「『二中歴』九州年号校訂跡の証言」で次のように述べられている。

これは単純な誤写によるものと思われます。すなわち「元年」の「元」の字を「六」と読み間違えた書写者がいたのです。「元」と「六」は字形が似ていますから、わたしは同様の誤写を他の史料でも見た記憶があります。

その理由として

(1)「年代歴」に示された九州年号史料とは別の九州年号史料が、その当時（平安時代以前）、存在していた。だから比較校訂できた。

\*1 如是院年代記：『群書類従』26輯、156頁

\*2 縁城寺年代記：『丹後史料叢書』第3輯（文献出版、昭和47年1月）、195頁

表 1

増修和漢合運図（和光院）景印抜粋

<p>金光元 元 庚 冬建字佐神祠于豊前州田八幡院内火</p> <p>智僧元 元 酉</p> <p>師守元 元 申</p> <p>藏知元 元 卯</p> <p>兄弟元 元 戌</p> <p>二 元 亥 寂僧房自百濟買曆并五經博士</p> <p>法清元 元 戌</p> <p>二 元 癸</p> <p>貴樂元 元 申</p> <p>冬五年 元 己</p> <p>冬六年 元 癸</p> <p>冬四年 元 丁</p>	<p>※1 「尽……」と同様な記述は12例あり、通用期間と末年干支が不整合なのは蔵知條のみである。 (別表2参照)</p> <p>2 本来は、 ・兄弟元戌寅 尽六年癸未 ・蔵知元己卯 尽五年癸未 と記述すべきことか？</p> <p>3 「元」は「九」に誤認される恐れがある。 特に「貴樂元<sup>壬申</sup>」は顕著である。</p>
--	---

(2)「年代歴」の校訂跡はここだけなので、校訂時に参照した九州年号史料との異同が「兄弟」の他にはなかったと考えられる。

(3)『二中歴』タイプとは異なる年号立ての九州年号群史料がある(鎌倉時代以降成立の史料)。たとえば「聖徳」「大長」があり、「継鉢」「朱鳥」が無い一群である。このタイプの九州年号群史料は、この校訂を行った時には存在していなかったことになる。もし存在していたのなら、校訂者はそれらとの差についても校訂の傍書をしたはずだから。

(4)従って、『二中歴』『年代歴』の示す九州年号が現存九州年号群史料としては最も成立が古く、かつ原型に近いと考えられる。

(2) 検証

この説が成り立つためには

① 『二中歴』の原本は、「一」ではなく「元」と記述されていた。

② 後世の書写者が、筆跡から「元」を「六」と誤認して記述した。

と、2点の証明が必要である。

ここで問題となるのは、

①については

『二中歴』の原本\*1では、通用期間が「元」と記述されていたとの証明が必要である。

筆者の知る限り「元」と記述されている『二中歴』は存在しない。少なくとも『二中歴』以外の文献で、通用期間「一年」が「元年」と記述している文献が存在していなければならないと思う。

通常、年数は「元年、二年、三年……」と記述され、初年は「元」が用いられる。期間は「一年、二年、三年……」であり、期間は「元年」とは記されない。

なお、『二中歴』以外の文献で、通用期間「一年」を「元年」と記述している文献として『本阿弥銘尽』一略年代記があるが、これについては後述する。

②については

「元」を「六」と誤認する可能性があるか、ということである。

\*1 『二中歴』:『掌中歴』と『懐中歴』を編集した一種の百科事典で、年号は『懐中歴』に記載されていると言われている。なお、『懐中歴』は現存されていない。

古賀氏は他の史料で見た記憶があると述べられているが、その文献を知りたいものである。

『くずし字用例辞典』（別表3）では、「元」を「六」と誤認するような筆跡は存在しなかった。なお、「九」と誤認する可能性の字体は存在する。

### ③ さらに付け加えると

「蔵和五年」の次年号は「師安一年」である。当然ながら、「兄弟」の通用期間が「元」と記述されていれば、「師安」も「元」と記述されていると思われる。

後世の書写者が「兄弟」と「師安」の通用期間「元」をみて、「兄弟」は「六年」、「師安」は「一年」と別個の通用期間に書き改めたとするには大きな疑念が生ずる。

現代よりも干支に熟知している当時の書写者は、仮に当初「元」を「六」に誤認しても、干支順位から直ちに期間の重複を知ると思う。そして、正しく書写すると思われる。

また、後世の書写者は、重複を承知の上で書写し、単純に「一イ」（異説として「一年」の意）と傍書きしたものと推定する。

なお、年代歴には

**継体五年元丙午 ～ 法清四年元甲戌**

と8例の「元」を記述している。その意味は「年号は継体、通用期間は五年、元年（初年）干支は丙午」である。この場合でも「元」は期間ではなく年数を言っているのである。

### (3) 古賀氏の論理

① 古賀氏は935話（2015年4月26日）の『『年代歴』編纂過程の考察（1）』で、次のとおり述べられている。

(1)九州年号の「兄弟」は他の史料でも元年だけの1

年で終わり、翌年は「蔵和」と改元されている。

(2)「年代歴」の傍注にも「一イ」と校訂がなされている

ことも、この史料状況に対応している。また、翌年に「蔵和」と改元されている。

(3)従って、「兄弟六年」とあるのは、傍注通り「兄弟

一年」とあるべきだった。

(4)それでは何故「六」と誤ったのかを考えたとき、本来、元史料に「一」と書かれていた字を「六」に読み間違えることは考えにくい。

(5)その点、「元年」とあったのなら、「元」と字形が似ている「六」に読み間違える可能性がある。

(6)従って、本来「兄弟元年」と表記されたものがあり、数次に及ぶ「年代歴」書写のどこかの段階で「兄弟六年」と誤写されたと考えれば、このケースの説明が可能である。

(7)このような誤写発生過程以外に「一」を「六」に誤写するケースは考えにくい。

以上のようにわたしは判断し、先の「洛中洛外日記」を書いたのでした。

#### ・ (1)～(3)について

(1)で述べている「他の史料」は年代記類<sup>\*1</sup>と思われるが、年代記類の成立時期、及び作成者の作成方法が問題となる。

年代記類の作成時に『二中歴』が史料として存在しておれば、参考資料として用いられた可能性がある。作成者は重複を承知しており、干支順位から兄弟の通用期間を1年と判断して年代記を作成した可能性がある。この場合、作成者は重複の意味を理解していなかったと思われる。

『二中歴』成立以前に年代記類が作成された場合に古賀説が成立すると思われるが、そのような年代記を拙者は把握していない。

#### ・ (4)～(6)について

兄弟六年を兄弟一年とするための論理であるが、現時点では証明不能である。（拙者はこの論を立証する古文書は寡聞にして知らない。）

② 937話（2015年4月26日）の『『年代歴』編纂過程の考察（3）』について、古賀氏は、年表から「年代歴」を作成する手順を次のとおり述べておられる。

**法清元年甲戌「記事」**

\*1 年代記類：次の年代記を総称して言う

①古代逸年号を記述し、天皇記及び作成者の関心のある記事を記述した年代記・皇代記。

②年号は和暦。古代逸年号は頭注又は異説として記述し、以下は前①と同じ。

③天皇の事績を記述し、在位時での古代逸年号の改元状況を記述した文献。

④記事の途中で、異説として古代逸年号を細字で記述。

⑤単に、古代逸年号、通用期間、元年干支を記述し、記事は最小限としている年代記。

二年乙亥「記事」  
三年丙子「記事」  
四年丁丑「記事」  
兄弟元年戊寅「記事」  
蔵和元年己卯「記事」  
二年庚辰「記事」  
三年辛巳「記事」  
四年壬午「記事」  
五年癸未「記事」～

このような年代記(年表)から「年代歴」に必要な「年号」「継続年」「元年干支」を抜き取る作業となるわけですから、編者は次の手順で「年代歴」を作成するはず

- (1)年号を抜粋する。
- (2)その年号の最末尾の「年数」を抜粋する。
- (3)元年干支を抜粋する。
- (4)その年間の代表的記事を抜粋する。なければ書かない。

以上の作業を、上記の例で行うと次のような内容となります。

「法清・四年・甲戌 (記事)」  
「兄弟・元年・戊寅 (記事)」  
「蔵和・五年・己卯 (記事)」

ここで問題となるのは、作成者は通用期間を記述する意思で以て作成しているから、年数は「元年」では無く、「一年」と記述すると思われる。故に、「元年」は記述されないと思われる。

また、「蔵和」の次の年号は「師安」である。師安も当然

「師安・元年・甲申 (記事)」

となるはずである。仮に古賀氏が述べられているように「元年」と記述しても、「蔵和」の次年号「師安」の通用区間が「一年」であるので、直ちに「一年」に訂正されると思われる。また、兄弟・師安とも「元」と記述される可能性はあるが、「六」を「元」と記述されることはないと思われる。

③ 937話(2015年4月26日)の『「年代歴」編纂過程の考察(3)」の補記について古賀氏は「補記」として、次のとおり述べておられる。

「年代歴」の近畿天皇家の年号部分には、1年し

かない年号「正長」が「正長元」(1428年)と表記されています(正確には翌二年の九月に永享と改元。従って年表上では元年のみの表記となります)。

確認したところ、大宝以後で、「一年」と記述されている年号が22個あり、「元年」と記述されているのは「正長元年」1個のみであった。

また、正長元年は室町時代の年号であり、『二中歴』編纂当時の年号ではない。さらに

応永三十四癸酉、

正長元年、

永享十二、

嘉吉三辛酉

と「正長、永享」は元年干支が記述されていない。何故、正長の「元年記述と干支不記載」及び永享の「干支不記載」なのかは承知していない。ご存じの方がおられれば、ご教示いただきたい。

#### (4) 『本阿弥銘尽』一略年代記

永正15(1518)年に作成された『本阿弥銘尽』の「略年代記」には、兄弟・師安年号の通用期間が共に「元」と記述されていた。(表2参照)

古賀氏が述べられたような年代記は存在した。ただし、拙者が把握している年代記類46本中の1本のみであり、例外的と考えてよいと思う。

また、兄弟の通用期間を6年と記述されている年代記については、拙者は『二中歴』以外に把握していない。

古賀説は、兄弟・師安の通用期間が「元」と記述される理由にはなり得ると思われるが、兄弟・師安の通用期間がそれぞれ「六年」、「一年」と異なる期間になる理由にはならないと思う。

なお、「略年代記」は筆跡から「元」は「9」と誤認され得る。

## 6 その他

### (1) 『二中歴』の成立時期

『二中歴』の成立時期は、拙者『「二中歴」の成立時期』(105号、平成21年5月)で報告したとおりであるが、平安末期の健保末年(順天皇)であり、これより古い古代逸年号(兄

表2 『本阿弥銘尽』一略年代記

光先	遊政	賢補	師安	法清	僧徳	善記	略年代記
六	五	五	九	四	五	四	
定居	造貴	鏡常	知僧 <small>和</small>	兄弟	明要	正知	
七	七	四	五	九	十 <small>四</small> 年	五	
休景	願轉	藤照	金光	蔵知	貴樂	教倒	
五	四 <small>甲子</small>	四	六	五	二	五	

永正十五年（慶長二年写）『本阿弥銘尽』より

神護雲	天藤宝	養老	慶雲	大化	白鳳	今義	仁王
三	八	七	四	六	七 <small>三</small> 年	七	六
宝龜	季宝字	神龜	和銅	大長 <small>天</small>	朱雀	常色	聖徳
十	八	五 <small>甲子</small>	七	九	二	五	六
天應	季神護	天乎聖曆	雲龜 <small>天</small>	大寶	朱鳥	白雉	僧安
元	二	七	二	三	九	九	五

※1 兄弟・師安の通用期間が「元」としている。  
また、「元」の筆跡は、「九」と誤認される恐れがある。  
2 永正15（1518）年：11代足利義尹将軍時代  
3 慶長2（1597）年：豊臣秀吉時代  
4 「大長」は「大寶・慶雲・和銅」と通用期間（干支）が重複している。別途後述する。  
5 間宮光治著「刀剣古伝書と九州年号」（『刀剣美術』384号、昭和64年1月、18頁）

弟、蔵和等）を記述した年代記類は寡聞にして知らない。その成立状況は別表4のとおりである。

大宝以前の古代逸年号を、どの文献から引用したかについては、川瀬一馬は『古辞書の研究』\*1で、

（巻二）年代歴 掌中歴には大宝以前の年号を載せざれば、  
當歴は懷中歴に基づくものと認めらる。

（『古辞書の研究』383頁）

としている。なお、『懷中歴』は現存していないので、重複・傍書きの関係は不明である。ただ、『懷中歴』に傍書きが記述されていた場合には、何らかの注書きをされると思われる。または『二中歴』作成時に読者の便を図ってどちらかに整理したと思われるので、前田本が書写されるまでに傍書きが加筆されたと推定する。

## (2) 自説について

拙者も、従来は単純に誤認説\*2とっていたが、『史記』天官書の記事を知ったので、説を改めたものである。

蔵和年号条の

**蔵和 五年 己卯 此年老人死**

の「老人死」に別の解釈があれば、ご教示していただければ幸いである。



『二中歴』に記述されている、いわゆる九州年号「蔵和」（559～563年）の細注に「此年老人死（此の年老人死す）」とあります。林伸禧氏は、「兄弟」と「蔵和」の年号の期間が重複するのは、権力が分裂していたことを示すものであり、その傍証として、蔵和年号の記事「此年老人死」の「老人」は「老人星」（南極老人星）のことでありと指摘されています。

具体的には、『史記』天官書第五の記事によれば、「南極老人星が見えるときは天下の治安

\*1 『古辞書の研究』：川瀬一馬著、講談社、昭和30（1955）年11月

\*2 拙者『『二中歴』に関する文献の読み方』（『東海の古代』92号、平成20年4月）

はよいが、みえないときは兵亂が起こる」ことから、蔵和年号の記事「老人死」は「老人星が見えなくなる」意味であって、内亂が起きたことを表しており、その内亂により年号が「兄弟」と「蔵和」に分かれたことを示しているとされます。私は、この老人星説に賛成です。

兄弟同士で内亂が起きたことをストレートに表現するのが憚られたので、「老人死」という婉曲的な表現を用いたと思われます。老人星は、吉凶を占うアイテムですから、「老人死」の意味するところは、当然、凶であり、その語句で内亂が起きたと分かるのです。

古代の中国において亀甲文字で占いをする事例を集めた『史記』龜策列傳に、次のとおり「老人死」に関するおもしろい記事があります。

**南方老人用龜支牀足，行二十餘歲，老人死，移牀，龜尚生不死。龜能行氣導引。問者曰：「龜至神若此，然太卜官得生龜，何為輒殺取其甲乎？」**

(中華書局版二十四史『史記』3228頁)

南方の老人、亀を用い寝台の足を支え、二十余歳を経て、老人死して牀(床)に移すに、亀なお生きて死なず。亀は導引により気功を行うことができる。問う者が曰く、亀はこのごとく神に至るといふのに、然るに太卜官は生きた亀を得て、どうしてたやすく殺しその甲羅を取らんとするのかと。

(読み下しは石田による。)

このように読み下されるのが一般的です。

亀をベッドの脚にすること自体がおかしな話ですから、この記事は、単に年老いた人の死亡にまつわり気功によって長生きした亀の話とするのは表面的な理解でしょう。この「老人死」の記事は、龜策列傳にあって亀甲での占いを批判する事例として載せられていますので、別の意味が込められているように思われます。

南極老人星は宋代(420~479年)以降に「南極老人」として神格化され、長寿と幸福を司るものとされています。この記事の「南方老人」は、単に南の方に住む老人のことではなく、「南極老人」を指しているように思われます。この記事は「老人死」つまり老人星が見えなくても、吉の亀は気功で長生きしており、凶になるとは限らないと示しているようです。あわせて、このように吉凶を占うのに亀を簡単に殺すのは、

いかなるものかと批判する内容であると思いません。

したがって、この龜策列傳の記事の「老人」は「南極老人」のことで長寿や幸福を表しており、「老人死」は老人星が見えない凶事を意味すると、一般的には信じられていた傍証になるでしょう。

龜策列傳の記事から、『二中歴』の「蔵和」の細注の「老人」は、「南極老人」のことであって、「老人死」は凶事である内亂の意味を支持すると思います。

ちなみに、「南極老人」星の化身とされる福祿寿の神は長寿の神で、長寿の「亀」が次の写真のようにセットで表現される場合があります。龜策列傳の記事において、「南方老人」と「亀」がセットの物語になっているのは、この「南方老人」が「南極老人」を指しているからにほかならないと考えます。



實山作 福祿寿図



長林寺 福祿寿像

## 雄略天皇と倭王武

一宮市 竹馬正雄

### I. はじめに

記紀にある雄略天皇の即位の経緯とその後の所業をみるに、前天皇たちのそれと比べ大きな違いがあり、違和感を持つのである。その違和感とは、雄略天皇の所業の荒々しさと理不尽さである。つまり、祖父の仁徳天皇の徳政や、父の允恭天皇の理性ある行政に比べ、感情だけが目立つ所業である。この雄略天皇とは、どのよ

うな天皇であったかを記紀の記事を読み解いて、その人物像を明らかにすることを試みた。

また、雄略天皇は倭の五王の一人「倭王武」に比定されているので、この点も併せて推考する。

参考資料は、小学館の新編日本古典文学全集『日本書紀』②(以下新編『書紀』②という)及び角川文庫の新訂『古事記』(以下新訂『記』という)を用いた。

## II. 雄略天皇の所業

### i. 雄略天皇の誕生年

#### ① 允恭紀七年十二月及び八年二月の条

大泊瀬天皇を産みたまふ夕に適りて、天皇、始めて藤原宮に幸す。

(新編『書紀』②、117頁)

八年春二月に、藤原に幸し、密に衣通郎姫の消息を察たまふ。

(新編『書紀』②119頁)

允恭天皇の皇后・忍坂大中姫命の妹、衣通郎姫は近江の坂田(滋賀県米原町)より京に至り、倭直吾子籠の家に入り、藤原に新しく殿屋ができるまで留まっていた。允恭八年二月に殿屋が完成し、そこに移った衣通郎姫の許に天皇が向いた。同じ日の宵に皇后は産気付き、雄略天皇を出産した。

つまり、皇紀1079年(西暦419年)2月生となる。

#### ② 『記』の崩御の記事

天皇、御年、壹佰貳拾肆歳。己巳の年八月九日崩りたまひき。

(新訂『記』185頁)

この記事の「己巳の年」は西暦489年であるので、崩御の歳が124歳ならば誕生は西暦366年となり、『紀』の記事とは53年の大きな違いが生じている。

#### ③ 眞の誕生年

「東海の古代」第176・177号に投稿した「隅田八幡神社人物画像鏡銘文の考察」で著したように、允恭天皇以前の天皇紀及び記においては、多くの潤色が行われ、編年に疑問がある。雄略天皇の誕生年は『紀』の記事の方が真に近いと考えるが、更に編年の疑問を推考して「西暦439年」とする。

### ii. 即位前の雄略天皇

『紀』及び『記』での雄略天皇即位前の記事

内容はほぼ同じである。そこで雄略天皇に関する記事を『紀』より抜き出してみる。

(允恭四十二年冬十一月)新羅人、采女に<sup>たは</sup>通けたりとおもふ。乃ち返りて大泊瀬皇子に啓す。皇子、則ち悉に新羅使者を禁固へて、推問ひたまふ。

(新編『書紀』②、129頁)

(允恭四十二年十二月)穴穂皇子、即天皇位す。…(略)…。是の時に当りて、大泊瀬皇子、瑞齒別天皇の女等を<sup>あと</sup>聘へむと欲す。是に皇女等、<sup>あら</sup>対へて日したまはく、「君王、恒に暴く強くまします。…(略)…。是を以ちて、<sup>おほみこと</sup>命を奉ること能はず」とまを<sup>うけたまは</sup>したまひ、遂に遁れてけたまはず。

(新編『書紀』②、133頁)

(安康元年春二月戊辰朔に、天皇、大泊瀬皇子の為に、大草香皇子の妹幡梭皇女を聘へむと欲す。

(安康三年八月)(雄略)天皇、大きに驚きたまひて、即ち兄等を猜ひたまひ、…(略)…、八釣白彦皇子を逼め問ひたまふ。…(略)…。天皇乃ち刀を抜きて斬りたまふ。更、坂合黒彦皇子を逼め問ひたまふ。…(略)…。天皇の忿怒、弥盛にして、乃ち復併せて眉輪王を殺さむと欲すが為に、所由を案劾ひたまふ。…(略)…。坂合黒彦皇子、窃に眉輪王に語り、遂に共に間を得て、出でて円大臣の宅に逃れ入る。

(新編『書紀』②、143頁)

天皇、許さずして、火を縦ち宅を燻きたまふ。是に大臣と、黒彦皇子・眉輪王と、俱に燻き死されぬ。(新編『書紀』②、145頁)

(安康三年)冬十月癸未朔に、天皇、穴穂天皇の曾て市辺押磐皇子を以ちて、国を伝へて遥に後事を付嘱ねむと欲ししを恨みて、…(略)…。是に大泊瀬天皇、弓を彎ひ馬を驟せて、…(略)…、即ち市辺押磐皇子を射殺したまふ。

(新編『書紀』②、146・147頁)

以上の抜粋記事から推考する。

#### ① 雄略天皇は九州政権代表者

大泊瀬皇子は允恭天皇の弔問に来た新羅の使者らが帰国する時、采女を犯したと疑い使者全員を拘束し、尋問した。允恭天皇崩御は453年であるので、このとき皇子は15歳の無位無冠の若者である。また、皇族の一員がこの様な手を汚すことを担当するはずがない。捜査権を持つ役

人は別にいるはずである。

では、なぜ倭飼部が<sup>わのうまかひべ</sup>大泊瀬皇子に報告したの  
 であろうか。それは、大泊瀬皇子が九州政権の  
 代表として新羅の使者を引率して弔問に来てい  
 たからだ、と推測できないだろうか。新羅の使  
 者は筑紫に到り、九州朝に弔意を表し、九州政  
 権の代表者と共に殯宮に参詣したと考える。こ  
 の代表者として大泊瀬皇子がやってきたのであ  
 る。つまり、新羅の使者に対しての責任がある  
 からである。

## ②雄略天皇は九州王朝の皇子

弔問の役を終えた大泊瀬皇子は大和盆地に留ま

り、地位を安定させるために反正天皇の娘(孫  
 娘か)を妃に迎えようとしたが断られた。そこ  
 で、安康天皇は大泊瀬皇子の妃に大草香皇子の  
 妹の幡梭皇女を迎えようとした。今上天皇が多  
 くの重臣がいるなか、自ら弟の為に奔走するこ  
 とがあるだろうか。やはり、これは安康天皇と  
 大泊瀬皇子との間柄に兄弟とは違う関係がある  
 と推測する。その関係とは近畿政権代表と九州  
 政権代表の関係である。妃を差し出すというこ  
 とは、対等な友好関係を結ぶこともあるが、従  
 属関係の場合が多いと考える。

### i. 倭五王と『記紀』の天皇の年表

西暦	倭王	出典	記載内容	紀天皇 ・崩御	記天皇 ・崩御
413	贊	晋書安帝紀 梁書諸国伝・倭	高句麗・倭国ら東晋に朝貢す 晋の安帝のとき倭王贊あり	仁徳	仁徳
421	贊	宋書百济国伝 宋書倭国伝	倭王贊朝貢す「安東將軍・倭国王」を受ける 高祖(武帝)永初二年、倭贊朝貢し除授賜る	仁徳424	仁徳
425	贊	宋書倭国伝	太祖(文帝)元嘉二年、贊、司馬曹達を遣す	履中430 反正436	仁徳427 履中432 反正437
438	珍	同上の条 宋書文帝本紀	贊死して弟珍立つ。 珍、また倭隋等十三人を…に除正を求む 元嘉十五年、倭国王珍を安東將軍と為す	草香	日下443
443	濟	宋書倭国伝	元嘉二十年、倭国王濟奉獻。安東將軍とす	允恭	允恭
451	濟	宋書倭国伝	元嘉二十八年、…、安東將軍は故の如し	允恭	允恭
453	濟		元嘉三十年、文帝死去	允恭453	允恭
454	濟		孝武帝、孝建元年		允恭454
456			孝武帝、孝建三年	安康456	安康456
457	濟		孝武帝、大明元年	雄略	雄略
460	興	同上の条 宋書順帝紀	濟死す。世子興、使を遣わして朝貢す 倭国王濟死ぬ。世子興立つ	雄略	雄略
462	興	宋書倭国伝	世祖(孝武帝)大明六年、倭王世子興に詔す	雄略	雄略
477	武	同上の条 宋書順帝紀	興死に、弟武立つ。自ら使持節都督倭、… 倭国王興死に、武王立ち、方物を献ず	雄略	雄略
478	武	宋書順帝紀 宋書倭国伝	倭国王興没し、弟武立ち、南朝へ上表し… 順帝、昇明二年、使を遣わし、上表して…	雄略	雄略
479	武	梁書諸国伝・倭 南齊書東南夷伝	齊の建元中(479~482)武を持節督倭…除す 南齊の高帝、建元元年…。倭王武を号して	雄略479	雄略489
				清寧484 顕宗487 仁賢498	清寧— 顕宗— 仁賢—
502	武	梁書(502~556) 梁書諸国伝・倭	梁の武帝、倭王武を征東大將軍に進める 高祖(武帝)即位し武に征東將軍の号を進む	武烈506	武烈—

従って、この場合は九州王朝の皇子である大泊瀬皇子への従属を意味していると考えられる。これが、安康天皇の死去の後の激しい行動に現れるのである。

因みに、「大草香皇子の妹の幡梭皇女」とあるが、これは「東海の古代」第176・177号で著したように、大草香皇子の嫡男である草香皇子の妹の草香幡梭姫皇女のことである。

### ③雄略天皇の近畿政権の篡奪

安康天皇が眉輪王に殺されたことを知った雄略天皇は、允恭天皇の皇子として残っている八鈿白彦皇子と坂合黒彦皇子を殺し、履中天皇の遺子の市辺押磐皇子をも殺し、近畿政権の後継者を抹殺した。

しかも、その殺し方がいきなりの斬殺であったり、狩での騙し討ちであったりと激しいものであった。この激しさは、同族間での争いとは違う、異族間での容赦のない、異常な激しさを感じるのである。

つまり、九州政権の雄略天皇による近畿政権の篡奪を意味するものと考えられる。

## III. 雄略天皇と倭五王

雄略天皇は倭五王のうちの倭王武であるとされている。そこで、倭五王と『記紀』の天皇とを対比させ、その真偽を探ってみる。

上記の年表で分かるように、通説となっている「倭五王と近畿天皇の比定」との間に大きな違いがある。

倭五王の在位期間に相当する近畿天皇は次のようになる。

1. 倭王贊=仁徳、履中、反正
2. 珍=草香(日下)
3. 済=允恭、安康、雄略
4. 興=雄略
5. 武=雄略、清寧、顕宗

また、高祖(武帝)により「梁」が建国された502年の梁書及び梁書諸国伝にある倭王武の記事は、年代からすれば武烈天皇となるが、この記事は梁の武帝が即位に当り、倭国に対し発布した勅令であると考えられる。つまり、倭国との通好は既に途絶えていたが、倭王はまだ武である

とし征東(大)将軍に任命した梁側のみの記事である。さらに、武の比定から仁賢天皇を外したのは、武の代を雄略天皇の『記』の崩御489年までとした為である。

以上のように倭五王の夫々の在位期間に複数の近畿天皇が該当する。このことは倭五王が近畿天皇ではないことを示している。では何処の天皇であるか。それは当時の状況からして九州王朝の天皇であること以外は考えられない。そこで、雄略天皇と倭王武との関係はどのようになるのか、を推考してみる。

### ii. 雄略天皇と倭王武

前段のII-ii-②にて、雄略天皇は九州王朝の皇子であることを示した。雄略天皇は允恭天皇崩御の453年に父の倭王済の命により弔問に大和にやって来た。そして、そのまま大和に逗留し、安康天皇の死去を受け、456年に近畿政権の篡奪を行い、泊瀬の朝倉宮で即位した。4年後の460年、九州本家では父済が死に、兄の興が後を継いだ。このとき、雄略天皇は九州本家の太子となり、兄と連携し吉備より東を統治したと考える。

雄略天皇の泊瀬朝倉宮は、九州本家と係わりの深い大和息長氏の本拠地である忍坂の近くにあり、その援護を容易に受けることができた。また、九州朝の太子となった460年に葛城山で一言主神と出遭ったことは葛城氏との融和であり、吉野宮への行幸は紀ノ川水運を担う紀氏との融和を伝える記事である。

その後の記事に九州朝の太子であることを窺える出来事が多くある。

#### ① 遣呉国使(遣宋使)

(雄略二年十月)是の月に、…(略)…。唯し愛寵<sup>めく</sup>みたまへるは、史部の身狭村主青・檜隈民使博徳等のみなり。(新編『書紀』②、157頁)

(雄略)八年春二月、身狭村主青・檜隈民使博徳を遣して、呉国に使せしむ。

(新編『書紀』②、175頁)

(雄略)十年秋九月乙酉朔<sup>4日</sup>の戊子、身狭村主青、呉<sup>たてまつ</sup>の献<sup>おほかり</sup>れる二鵝<sup>も</sup>を将て、筑紫に到る。是の鵝、水間君が犬の為に嚙<sup>く</sup>はれて死ぬ。別本に云はく、是の鵝、筑紫の嶺県主泥麻呂が犬の為に嚙

はれて死ぬといふ。(新編『書紀』②、189頁)

雄略6年(462年3月)、呉国(宋)は兄の興を安東将軍・倭国王に封冊した。

雄略8(464)年に呉国に派遣された側近の身狭村主青は、同10(466)年に呉国が献上した2羽の鷺鳥を持って筑紫に到った。この鷺鳥を水間君の犬(別本では嶺県主の犬)が噛殺したとある。身狭村主青が到った筑紫の場所は何処であり、なぜ其処へ行ったのだろうか。

鷺鳥を噛殺した犬の飼主の水間君は現久留米市三瀧町辺りを治めていた王族の一人であったと考える。この三瀧の地は筑後川の南で、那の津のある博多湾からは約40km、大宰府からは約30kmの遠距離の所であり、大和への帰路ルートからは大きく外れている。この大きく外れた地に九州本家の宮殿があり、其処へ挨拶に訪れたのである。これは九州王朝の太子・雄略天皇が兄の倭王興に帰朝報告させたものと考え。因みに、別本にある嶺県主泥麻呂の嶺県とは、吉野ヶ里環濠集落が統治していた、魏志倭人伝の弥奴国があった佐賀県三養基郡の一角にあった県である。ここは久留米市の筑後川西対岸に位置する。

## ② 吉備国の背反

(安康)元年春二月…(略)…、「大草香皇子は、命を奉らずして、乃ち臣に謂りて日へらく、『其れ、同族と雖も、豈吾が妹を以ちて妻とすること得むや』といへり」とまをす。

(新編『書紀』②、135頁)  
(雄略七年)八月に、官者吉備弓削部虚空、急を取りて家に帰る。吉備下道臣前津屋 或本に云はく、国造吉備臣山といふ。虚空を留め使ひて、月を経るまで京都に聴し上らせ肯へにす。…(略)…、物部の兵士三十人を遣して、前津屋併せて族七十人を誅殺さしめたまう。

(新編『書紀』②、169・170頁)

是の歳に、吉備上道臣田狭、…(略)…、任那国にのしたまふ。…(略)…。田狭、既に任所に之きて、…(略)…、援を求めて新羅に入らむと思欲ふ。(新編『書紀』②、171頁)

雄略七年八月の記事は吉備国の背反を伝える

記事である。本文中には謀叛の文字もある。

吉備下道臣前津屋は、帰郷していた雄略天皇の官者である吉備弓削部虚空を使役し、都に帰さなかった。雄略天皇は、この前津屋とその一族70人を誅殺した。また、吉備上道臣田狭は、任那国司に任命され任地に赴いたが、故あって天皇に叛き、新羅と通じた。この吉備の上下の道の臣の謀叛は雄略天皇を主君として従うことに抵抗があったからだと思う。

それは、安康元年二月の記事に、草香皇子のことばとして、「雄略天皇が同族といえども従うことは出来ない」と言っているのと同様な感情であったと考える。つまり、同族というのは、草香皇子と雄略天皇が、共に仁徳天皇の孫であるというのではなく、草香皇子は祖母の日向髪長媛一族を通じて九州王朝一族との認識を持っており、雄略天皇は当時まだ九州王朝からの派遣者にすぎないとの認識であり、対等の立場であり服従するようなことは出来ないということである。

そして、吉備の上下道臣の二人も、九州王朝との係わりと太子になったがまだ若い雄略天皇に従うことに抵抗があったのだと考える。それが謀叛という行動に現れたのである。

この後にも背反を伝える記事があり、それは次のようである。

a. 雄略11年10月に、菟田(宇陀郡)の人の犬が鳥官の禽を噛殺した(新編『書紀』②、190頁)

b. 雄略13年8月に、播磨国の御井隈の文石小麻呂が道中で略奪して通行を妨げ、商船を止めて残らず奪取し、さらに国法に叛き租賦を献納したかった(新編『書紀』②、193頁)

c. 雄略18年8月に、物部菟代宿禰・物部目連を遣わして、伊勢の朝日郎を討伐させた。朝日郎は伊賀の青墓で応戦した。これに対して、物部目連は筑紫の聞物部大斧手と共に進撃した。大斧手は負傷したが、目連は朝日郎を捕えて斬った。(新編『書紀』②、203頁)

以上の記事はいずれも近畿政治同盟評議会にて選出されたリーダーでなく、篡奪による雄略天皇政権への抵抗であったと推考する。

## ③ 倭王武への道

477(雄略21)年、九州朝の太子の雄略天皇は、

本家の兄である倭王興が死に、その後を継ぎ九州朝の王になり倭王として、南朝の宋へ使を遣わせて方物を献じた。宋はこの倭王に『武』の名を与えた。しかし、倭王武は直に九州朝へ帰ることは出来なかった。前年の476(雄略20)年冬に百済は高麗に滅ぼされていた。その中での兄・倭王興の死去である。雄略天皇は大和に留まり、大和より九州朝に対し、半島への対応を指示した。それが次の記事である。

**(雄略)二十二年春正月己酉朔に、白髪皇子を以ちて皇太子と為したまふ。**

(新編『書紀』②、207頁)

**(雄略)二十三年夏四月に、百済の文斤王薨りぬ。天皇、昆支王の五子の中に、第二末多王の幼年くして聡明きを以ちて、…(略)…、其の国に王とならしめたまふ。仍りて、兵器を賜ひ、併せて筑紫国の軍士五百人を遣して、国に衛り送らしめたまふ。是を東城王とす。**

**是の歳に、百済の調賦、常の例に益れり。筑紫の安致臣・馬飼臣等、船師を率ゐて、高麗を撃つ。**

(新編『書紀』②、207頁)

478(雄略22)年正月朔に、雄略天皇は急ぎ白髪皇子を皇太子にした。翌479年、百済の文斤王が死に、雄略天皇は九州朝の王として、昆支王の第二子・末多王(東城王)を百済王にした。併せて、兵器を与え、筑紫国の軍兵500人を遣わして百済国を護らせた。雄略天皇は九州朝の王であるから自前の軍兵、つまり筑紫国の軍兵500人を動員できた。その筑紫の海人族海兵軍団の活躍で高麗を打ち破ったのである。

九州朝倭王興が死去した同(477)年に南朝宋においても7代後廢帝が死に、8代順帝が即位していた。

雄略天皇は九州朝の引継ぎ挨拶と併せ順帝の即位の祝賀挨拶のため、使者を遣わして方物を献上したのである。雄略天皇は翌(478)年に白髪皇子を皇太子にして落ち着きを得て、改めて宋に上表文を持たせて使者を派遣したのである。この上表文が宋書に著されている上表文である。

勿論、この上表文は九州朝の王、即ち倭王武が書いた物であるが、書いた場所が問題なので

ある。つまり、上表文中の『東は毛人を征すること五十五国、西は衆夷を服すること六十六国、渡りて海北を平ぐること九十五国』とするところである。従来、倭王武は九州筑紫に居り、この地で上表文は書かれたと考えられている。その為、前文の『東は毛人を征すること五十五国』は良いが、『西は衆夷を服すること六十六国』は西への拡がりがないために、窮屈なものになっている。そこで『衆夷』を『周夷』と解して、「多くの夷」を「周囲の夷」と解するに至っている。即ち、九州朝廷周囲の夷であり、九州島の夷としたのである。

先に西への拡がりがなく窮屈になっていると述べたが、それは九州島内に六十六の征服国を求めるのが窮屈であるということである。

そこで、倭王武が大和に居て上表文を書いたとすると、『東の毛人』は東海・北陸より東で関東・東北を含む毛人となり、『西の衆夷』は播磨・丹波より西で吉備・出雲・四国島・九州島を含む「多くの夷」ということになり、六十六国を求めるのに容易になるのである。

#### IV. まとめ

以上の様、雄略天皇は453年に允恭天皇の弔問のため九州朝の代表として大和に来た。允恭天皇の葬儀が終っても筑紫に帰らず大和に留まった。そして、456年に安康天皇が眉輪王に殺されるや否や、近畿政権の後継者を殺し、近畿政権のリーダーの地位を篡奪した。その後間も無い460年に九州朝では父の倭王済が死に、兄の倭王興が即位し、雄略天皇は太子となり近畿政権の長を兼務することになった。兄倭王興の統治は暫く続いたが、477年急死したようである。太子雄略は直ぐに九州朝へ帰還しなければならないが、それが出来ずにいた。翌478年正月に白髪皇子を近畿政権の後継者とし、大和の地から九州朝の政務を執っていた。その様子は宋書倭国伝が著している上表文に窺われる。そして、漸く大和の政務に目途がついた479年8月7日に九州朝へ帰った。『紀』に云う雄略天皇が崩御した日である。九州朝での在位は『記』にある崩御の己巳(489)年までであったと考える。

## 九州年号 - 2

(大化-2、朱鳥)

名古屋市 佐藤章司

九州年号-1の続編であり、「大化・朱鳥」年号の新たな認識を得たので報告する。

なお、前号の177号記載の題名“「白鳳・大化」九州年号概考”を“九州年号-1(白鳳・大化)”に変更する。

### 4 大化改元-2 (追加)

『二中歴』年代歴に記す九州年号の「大化」年号(695~700年の6年間)に関して、東京古田会ニュースNo. 158号の“皇統譜にみる九州年号の確証「本朝皇胤紹運録」から”(横浜市 平松健氏論考)に注目すべき「本朝皇胤紹運録」の記事があったので、その内容を下に記す。

「宮内庁書陵部」に蔵されている「帝皇系譜」には以下のように「文武天皇」の保管の「本朝皇胤紹運録」文武天皇について記載されている。  
・・・中略・・・ここに書かれた意味は「『白鳳』十年二月癸未の日に誕生し、『大化』三年二月に十五歳で立太子して、『慶雲』四年六月十五日に崩じ、その時の年齢は三十五歳というものである。

(引用文中の注釈は省略。ルビ●は佐藤が加筆。以下同じ。)

この記述を基にして、次のように考察した。

- ①本稿の大化3年(『二中歴』で697年)の立太子。
- ②『日本書紀』では持統11年(697年)に持統天皇から譲位されて天皇に即位。

さて、697年は文武天皇の①の立太子か②の天皇即位か。

①が正しいと思う。大化3年から4年後、九州王朝の天皇から禅譲を受け、大和王朝(朝廷)を樹立した。

九州王朝の「大化」天皇(仮に称す)から、「日本国」国号や「天皇」の称号、国家体制等を受け継いで、701年の大宝律令によって「大宝」とした。それ以降、平成の今日まで連綿と

年号は続いている。『日本書紀』、『続日本紀』に記す「大化・白雉・朱鳥・白鳳・朱雀」の年号は前王朝の九州王朝が制定した年号ということになる。

『日本書紀』の大化年号は、645年から649年の5年間であり、この中に「乙巳の変」や「大化の改新」を置いているが、蝦夷や入鹿の甘樞岡にあったとされる宮室(上の宮門・谷の宮門)が未発見なこともあり、詳細な検証が必要であろう。上に記している『二中歴』の九州年号は、695年から700年までの6年間であるが、これを50年遡って、645年からの5年間に時間帯を移動したのは特に終焉紀の九州王朝の存在を隠蔽するためであったと言えるだろう。

要約すれば九州王朝から大和王朝(朝廷)へ王朝の交代があったが、この王朝交代を50年遡って、『日本書紀』は豪族の蘇我氏から大和王朝(天皇家)へ権力の移行があったと「虚構の大化の改新」を造作し九州王朝の存在と滅亡を隠蔽したと考えるものである。

### 5 朱鳥改元と飛鳥淨御原宮について

#### ①天武十五年(686年)七月二十日

二十日、改元して朱鳥元年とした。宮をなづけて飛鳥淨御原宮といった。

同年九月九日、天皇崩御。

(『日本書紀(下)』全現代語訳、講談社学術文庫、1988年。以下書紀の引用は同出典による)

これを『二中歴』の九州年号と照らし合わせると686年から大化までの9年間が朱鳥期間であり、約二カ月後の同年九月九日の天皇崩御記事は二年間在位した九州王朝の朱雀天皇(仮に称す)の崩御及び次期天皇の即位による改元となろう。遡って、この年(686年)の正月一日を朱鳥元年としたのである。『「九州年号の」研究』(古田史学の会、ミネルヴァ書房、2012年)の「4 難波宮炎上と朱鳥改元」(121頁)では、次のとおり記す。

さらに、前期難波宮は天武十五年(六八六)一月に原因不明の出火により炎上したとあるのですが、この年は九州年号の朱雀三年に相当し、火災後の七月には朱鳥と改元されます。これも偶然の改元でなく、難波副都炎上を理由とした

改元ではないでしょうか。

ここでは、朱鳥元年（686年）正月十四日の難波宮焼失により、再び遷居せざるを得なくなったのであり、これが飛鳥淨御原宮であるとされるが、下の②③の様に飛鳥淨御原宮は既に壬申の乱後、677年には造られているのだ。この記事が金石文である「小野毛人墓誌銘文（部分）」から検証する。

＜表＞飛鳥淨御原宮治天下天皇御朝任太政官兼刑部大卿位大錦上

＜裏＞小野毛人朝臣之墓營造歳次丁丑年十二月上旬即葬

丁丑年は677年であり、即葬されたとあることから、飛鳥淨御原宮治天下天皇は難波宮焼失時にすでに筑紫において統治していた。

## ②天武元年（672年）

この年、宮殿を岡本宮の南に造り、その冬移り住まわれた。これを飛鳥淨御原宮という。

と記述し、九州王朝の事件である「壬申の乱」を『日本書紀』は、飛鳥淨御原宮を大和の地へと移し換えて改編した。この飛鳥淨御原宮は伊予の越智国から、筑紫に都を移した。伊予の越智国には白鳳年号の遺存があり、中でも白鳳元～13年の白鳳前半が遺存し、白鳳年号の後半の遺存は発見されていない。この間に都が移ったことが想起される。

## ③天武二年（673年）二月二十七日、

天皇は有司に命じて壇場を設け、飛鳥淨御原宮で、即位の儀をされた。

白鳳年号は661～684年であり、九州年号と照らし合わせると、この間に新たな天皇の即位はない。この条は、『日本書紀』編纂者によって改編されていると思われる。この「飛鳥淨御原宮は筑紫にある」は拙論「飛鳥淨御原宮と天皇の称号」（『東海の古代』第156号平成25年8月）を参照されたい。

なお、この項は『なかつた 真実の歴史学』第6号（古田武彦編集、ミネルヴァ書房、2009年）を参考にしている。

## 6 朱鳥年号について

『書記』の朱鳥年号は一年限りであるが、『万葉集』では詞書き等に朱鳥年号が「日本紀に曰く」という形で記述されている。次に例をあげる。

### 「朱鳥七年」（693年）使用例— 1

50歌「藤原宮の役の民の作れる歌」の左注

右は、『日本紀』に曰く、朱鳥七年癸巳秋八月藤原宮地に幸しき。八年甲午春正月、藤原宮に幸しき。冬十二月庚戌朔乙卯、藤原宮に遷りたまひきといへり。

（岩波文庫『万葉集』（一）、岩波書店、2013年）

### 「朱鳥」使用例— 2

22題詩「中皇命の伊勢行幸」の左注

右は、日本紀に曰く、朱鳥六年壬辰春三月丙寅朔戊辰、淨広肆広瀬王等を留守の官となしき。ここに中納言三輪朝臣高市麻呂、その冠位を脱ぎて、朝に啓上げ、重ねて諫めて曰さく、農作の前、車駕いまだ動きたまふべからずと申しき。辛未、天皇諫めに従ひまさずして、遂に伊勢に幸しき。五月乙丑朔庚午、阿胡の行宮に御しきといへり

（岩波文庫『万葉集』（一）、岩波書店、2013年）

上の伊勢行幸記事は、『日本書紀』持統六年二月十九日記事にも同様の記事が見られる。

これらは筑紫に都をおく、九州王朝の天子「中皇命」の白村江の戦い以前の「紀伊・伊勢」行幸だったのだ。

上に記す『日本紀』とは九州王朝の史書ではなかろうか、そこには九州年号が記述されていた。この『日本紀』を『古代史の十字路—万葉批判』（古田武彦著、東洋書林、2001年）の274頁では「朱鳥、日本紀」と名づけて『日本書紀』の初稿本であるとしている。更に云えば、この初稿本の朱鳥年号はどこから齎されたかと問えば、九州王朝の史書からの盗用以外なかろう。

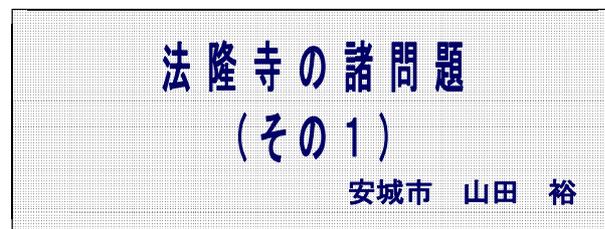
『日本書紀』は「朱鳥、此をば阿訶美苔利と云ふ。」と付記しているが九州年号（二中歴）の29の年号中ひとつだけが訓読の「あかみどり」とするのはやはり異常である。年号は中国政治・文化そのものの導入であって、「阿訶美苔利」の日本語読みは書記編纂者の挿入文であ

り、飛鳥淨御原宮と「朱鳥」年号に関連は無く、「朱鳥＝しゅちょう」と音読して良からう。

本件は朱鳥年号を中心テーマとするので、『九州年号』の研究』（古田史学の会編集、ミネルヴァ書房、2012年）の148頁で

（2）持統六年（六九二）《九》朱鳥七年の三輪高市麻呂の諫言で有名な「伊勢行幸」記事は、三十四年遡上した斉明四年（六五八）《九》白雉7年の安倍比羅夫蝦夷討伐に際する九州王朝の天子の「九州の伊勢」への行幸で、朱鳥七年と白雉七年の入れ替え。

とする。記事の検証等、九州王朝の天子なかつつめらみこと「中皇命」は別テーマで論じたい。



## はじめに

法隆寺は明治以来、多くの歴史・考古学・仏教史・仏教美術史・建築史・文献史学者や古代史ファンによって問題に取り上げられてきた。ところが何も定かに解明されているとは言えず、未だに「謎に秘められた寺」として巷間に流布されている。しかし法隆寺だけの問題であるならば、謎はロマンのままでよいかも知れないが、古代史に興味を持つ者にとって、七世紀前後の古代史を究明するうえで「法隆寺問題」は避けて通れないように思われる。

法隆寺に関わる多くの諸先生方の研究史を参考に、法隆寺問題のいくつかを取り上げ、考察を試みたい。

## 凡例

- ・消失前の法隆寺を便宜的に若草伽藍と記述
- ・『法隆寺伽藍縁起并流記資材帳』を『法隆寺資材帳』と略記
- ・釈迦三尊像を釈迦像と略記
- ・薬師如来像を薬師像と略記
- ・斉明天皇までの歴代天皇を大王と表記
- ・天武天皇以後の歴代天皇を天皇と表記

## 法隆寺の再建問題 [1]

法隆寺の創建を巡っては非再建・再建・二寺（法隆寺と斑鳩寺）説があり、この三説について若干の紹介と検証を加えたい。

### 1. 非再建説

同説の嚆矢は、明治21年（1888）に宮内省図書頭九鬼隆一を主班とする近畿一円の美術取調に美術史家の岡倉天心やアーネスト・F・フェノロサ等と同行して、社寺の宝物を調査した国学者の黒川眞頼や小杉温邨が、翌22年国学院皇典研究所で行った講演で正史『日本書紀』の天智九年法隆寺焼亡の記述には誤謬なしとして、現在の法隆寺がその後の再建であると主張したことに危機感を感じた法隆寺住職の千早定朝は、明治26年3月奈良県の社寺係に、天智紀九年の法隆寺焼失の記事は誤りであるとし、「日本紀異説」という建議書を提出した。その概略は、天智九年に焼失したのは、法隆寺末寺の幸隆寺であることを強調するものであった。問題の幸隆寺の跡地は若草伽藍から東北東へ一キロ半ほど離れており、この距離の隔たりから法隆寺と幸隆寺とが混同されることなどあり得ないと否定された。

その後、建築史の関野貞は法隆寺の建築様式と尺度に着目し、建築様式は法隆寺建築が推古三十年（622）の法輪寺三重塔や推古時代の法起寺三重塔よりも古く、また金堂安置の薬師像や釈迦像・天蓋は飛鳥式で、天智期とされる金堂壁画や伝橘夫人厨子よりも古い、さらに金堂屋根裏から発見された軒丸瓦・軒平瓦は飛鳥式で、天智期の薬師寺のものより古いとするものであった。次に尺度は建築の施工法から法隆寺・法起寺・法輪寺の各塔に用いられた基準尺度と薬師寺東塔の奈良時代の建築に使われた基準尺度が異なることを発見し、前者は推古朝に用いられた高麗尺、後者は天智朝以降の唐尺で、その転換時期を大化改新に求め、以後は圧倒的な唐の文化の影響のもとに唐尺が流布したと結論し、建築様式をも合わせ、法隆寺は飛鳥時代の創建のままという非再建説を主張した。

美術史の平子鐸嶺は『法隆寺資材帳』や『上宮聖徳法王帝説』など法隆寺側の史料に焼失の記事がないこと、和銅年間（708～715）の再建

が正史たる『続日本紀』に書かれていないこと、『法隆寺資材帳』に持統四年（690）の施入品が記載されているので、その当時寺が焼亡して存在しなかったとは考えられないことなどを指摘して、非再建説を主張した。

両氏の主張は『日本書紀一天智九年条』を否定し、尺度論と干支一運説を武器に非再建説を展開した。

なお、現在でも「再建は不明」として、非再建説を主張する学者は多いようである。

## 2. 再建説

喜田貞吉は荒唐無稽な内容の多い『聖徳太子傳補闕記』と国の正史たる『日本書紀』とでは、比較にならないことなどを指摘し、『日本書紀一天智九年条』の正しさを以下の二点から説明した。すなわち法隆寺の火災は『日本書紀』の編纂された養老四年（720）の五十年前のことで、それを記憶していた人が未だ生存していたはずであるし、平城京から二里しか離れていない法隆寺のどの大寺に関して罹災の年を六十年も誤るはずはないと指摘した。また関野の尺度論に対しては、再建のとき礎石を旧位置から動かさないで再び利用すると、再建の建築であっても高麗尺を使用することになると弁じた。また様式論の比較対象の法起寺三重塔は露盤銘によると天武十四年（685）の建立、慶雲三年（706）に露盤を上げており、法輪寺三重塔も天武朝（672～686）以前には遡らないと反論した。

昭和14年12月に石田茂作<sup>[2]</sup>を中心に所謂「若草伽藍」遺構の発掘調査が行われ、再建・非再建論争に終止符を打つような重大事実を明らかにした。この重大事実とは、

- (1) 地下には建築のための地固めの跡しかなかったが、南北の一直線上に南に塔跡、北に金堂跡と思われるのが発見され、所謂四天王寺式の伽藍配置と推定された。
- (2) 塔跡・金堂跡の規模は、現西院伽藍の塔と金堂に近い大きさである。
- (3) 伽藍の南北の中心線は西に約20度ふれている。（西院伽藍は西に3度ふれている）
- (4) 出土瓦はいずれも火災に遭ったもので、その様式は西院創建瓦よりも古く、飛鳥伽藍寺創建瓦に近い。

以上の発掘結果から石田は、もしも同時期に若草伽藍と西院伽藍が併存していたとすると、それぞれの南北中心軸が大きく異なることはないし、また若草伽藍の寺地を復元すると、西院伽藍と近すぎて重なってしまうとして二寺説を否定した。そこで、最初の法隆寺は若草伽藍と呼んでいる地に建ち、天智九年に焼失、その後今の場所に再建されたと考えるのが最も自然であると説明した。

法隆寺再建・非再建論争は若草伽藍の発掘によって決着がつき、今の西院伽藍は再建法隆寺であることがほぼ確定した。また「昭和の大修理」で明らかになった新事実（現在の法隆寺の礎石が転用されたものであること、金堂天井に遺されていた落書きの様式など）もそれを裏付けている。さらに2004年12月、若草伽藍の西側で7世紀初頭に描かれたと思われる壁画片約60点の出土が発表された。この破片は1000度以上の高熱にさらされており、建物の内部にあった壁画さえも焼けた大規模な火事であったと推定され、『日本書紀』の法隆寺火災記事と一致する。壁と共に出土した瓦は7世紀初頭の飛鳥様式であり、壁画の様式も線の描き方が現法隆寺のものより古風であるとされている。

## 3. 二寺説

同説の嚆矢は明治33年、北畠治房の論考である。法隆寺は今の西院伽藍で、薬師銘によると用明天皇の為に推古天皇と聖徳太子が推古15年に竣工させたもので、本尊は薬師像という。一方斑鳩寺の本尊は現本尊の釈迦三尊像で、その光背銘によると推古31年に完成しているから、斑鳩寺の濫觴はこの時という。

この斑鳩寺は『日本書紀一天智天皇八年十二月条』の「時災-斑鳩寺-」の斑鳩寺に該当し、焼失したが、その遺跡が若草伽藍だとしている。とすると、斑鳩寺焼失後釈迦三尊像を法隆寺金堂内に移したはずで、法隆寺本尊の薬師像に代わって金銅の中央の間に置き本尊とした経緯については説明していない。そればかりか、現在では法隆寺と斑鳩寺は同一の寺とされている。しかし、若草伽藍と西院伽藍が方位を違え近接していることなどより同時期に創建されたとは考えられない。

2004年、奈良文化財研究所は仏像が安置されている現在の金堂の屋根裏に使われている木材の年輪を高精度デジタルカメラで撮影し、その画像から割り出された年輪年代測定を発表した。それによると法隆寺金堂・五重塔・中門に使用された檜や杉の部材は650年代から690年代末に伐採されたものであるとされ、法隆寺西院伽藍は7世紀後半の再建が改めて裏付けされたかに見えた。だが、問題は金堂の部材が年輪年代から見て670年の法隆寺炎上よりも前の伐採が見られる事から、若草伽藍が消失する以前に法隆寺西院伽藍の建築計画が存在した可能性を示唆するもので、「新非再建説」或いは「二寺説」として研究者の中で囁かれた。

2005年、斑鳩町教育委員会は法隆寺の門前広場整備に伴いで、南大門の南東約30mの所に、東西16m、南北7m、僅か約110㎡の調査区域を設定して発掘調査を実施した。この調査区域は、従来確定されてきた若草伽藍の寺域の外にあると考えられてきた。ところが、若草伽藍の中軸線から土堀沿いの道までの距離106mの地点で若草伽藍の西を区画していたとみられる溝跡が見つかった。この溝跡は従来考えられていたよりも西側に位置し、寺域西限の溝である可能性が大であった。この溝跡の検出は若草伽藍の規模を確定するうえで貴重な発見だったと思われる。西側に寺域が広がることで現在の西院と重複することになる。その結果として「焼け残った部材も使って、現在の金堂を建てたとする二寺並立説」を否定することになった。

#### 4. 小結

以上、三説の研究史の概略を紹介し、若干の証を加えたが、再建説が最も有力な説として本論を進めたい。

#### 斑鳩の里の歴史的背景

若草伽藍が立地する斑鳩の地は竜田川・富雄川・大和川に挟まれた地で、大和川はこの地で多くの中小河川を合流して大河に成長し、河内へと向かい、まさに水運上の要衝地帯である。

同地は『和名類聚抄』によると、東は平群郡屋部郷（現生駒郡斑鳩町東部域）、西は同郡坂門郷（現生駒郡斑鳩町西部域）、南は同郡飽波郷（現

生駒郡安堵町全域）に接し、現在の法隆寺は飽波郷に位置していた。

屋部郷は、『法隆寺資材帳一天平十九年』の記録によれば“夜麻郷”と表記されている。上代裂墨書銘（東京国立博物館蔵）には七世紀後半と推定される「山部殿奴在形見」・「山部五十戸婦」・「山部名島弓古連公」などの名がみえ、さらに法隆寺系統の幡にも「山部連公奴加致児惠仙」とあり、山部連が法隆寺と深い関係を有していたことが確かめられる。また和銅五年五月十日の日付の平城宮出土の木簡（平城宮出土木簡6）に「山部宿禰東人（平群郡）」の名が見え、同木簡は大和国の宇太郡・平群郡など六郡から九人の在地豪族を急ぎ都へ召喚する際に使用されたもので、山部氏が平群郡の有力者であったことが確かめられている。

山部氏の祖は『古事記』・『日本書紀一顕宗紀』に伊予来目部小楯とされ、その名からも解るように久米氏が祖である。『先代旧事本紀一天神本紀』に「天物部等二十五部人、同帯兵杖天降共奉」とあり、その中に當麻物部・鳥見物部・久米物部・坂戸物部が記されていることより、久米氏が物部一族であることが確かめられている。

『日本書紀一顕宗紀元年四月条』に「乃拜山官、改賜姓山部連氏。」の記事があり、来目部から山部連に姓を改め、山官（山守部を管掌する伴造）を管掌し、法隆寺の後山である平群山に本拠を構え、若草伽藍や再建法隆寺に木材を提供する伴造であった。

豪華な副葬品が出土した未盗掘古墳の「藤の木古墳」は同地にあり、豪華な鞍金具に浮き彫りされた「象」の図はまことにリアルで渡来人の手による作と考えられ、被葬者は渡来人を支配下に置き、海外交易を掌握していた豪族とみるべきで、同時に山部連を支配していたと思われる。

坂門郷は、奈良時代以前、「坂戸郷」と表記され、坂戸は『先代旧事本紀一天神本紀』に「天物部等二十五部人、同帯兵杖天降共奉」の一員として坂戸物部が記されており、物部軍司集団の一翼を担う一族の本拠地であった。

飽波郷は、上代裂墨書銘に「飽波書刀自」とあることより、飽波氏の本拠と考えられ、坂上系図所引の「姓氏録」逸文に、阿智使主が朝鮮

三国から仁徳朝に呼び寄せた人々の子孫に「飽波村主」がみえ、渡来系の氏族と思われる。

斑鳩の里は、屋部郷の東8km内外で物部一族の祭祀拠点の一つである石上神宮に至り、西は生駒山系の高安山を超えると、その麓一帯は物部氏本宗の居住地である河内国恩智（現八尾市恩智中町）に至り、西北に進むと物部（弓削）大連の拠点の一つであった河内国洪河（現八尾市洪川町周辺）に至り、さらに西に進むと物部氏の対外拠点であった難波に至り、斑鳩の里は物部一族にとって大和と難波を結ぶ交通の要衝地であったと考えられる。また「藤の木古墳」の被葬者は物部大連の一人であった可能性がうかがえる。

『日本書紀』は物部守屋大連を“廃仏派の巨魁”としているが、昭和10年頃、国鉄の竜華操車場開設工事の際に、多数の単弁八葉・忍冬唐草紋の瓦や塔心礎（舍利孔）が出土し、古い単弁軒丸瓦は豊浦寺の系統で高句麗系、忍冬唐草紋の瓦は若草伽藍の時期であることから、7世紀前半に建てられた金堂・講堂・塔を有する伽藍寺院であったことが確かめられ、「**洪河廃寺**」<sup>[3]</sup>と名づけられているものの法号の「寺名」は不明である。この考古学的知見より、物部守屋大連は廃仏派ではなく崇仏派であった可能性を指摘できる。

ところで「丁未の変（用明天皇二年、587）」の本質は『日本書紀』が記すようなものであったのであろうか。昭和14年に発行された『肥前叢書第一輯—肥前史談会p46』に「勝照二年丁未（586）守屋次男片野田連、四男辰弧連等被配流筑前州鞍手、肥前松浦」とあり、「勝照二年」は干支より三年の誤りで、その原因は崇峻大王の在位年に合わせたと思われる。「勝照」年号は『二中歴』を含めた多くの年代記群に現れる年号で、古田は「九州年号」と定義している。「配流の勅」を命じたのは近畿王権ではなく古田が主張する九州王朝であったと思われる。同記事は「物部十市部首系図」、『聖徳太子傳』にも同様の記述があるので信憑性は高い。同事件と「丁未の変」の先後時期は不明だが、九州とヤマトで同時期に物部守屋大連と子に対して、誅殺・配流が実行されたことは、九州王朝と近畿王権は同一の政治体制であったと思われる。すなわち”蘇我

大臣家”は九州王朝から保証された政権であった可能性をうかがわせる。

また、この討伐の対象は物部守屋大連家勢力に限定されたと思われ、その後の物部氏一族は近畿王権内で一定の勢力を維持していたことは、『日本書紀』を含めた文献からも確かめられている。

問題の斑鳩の里周辺の高安山西麓地区で、矢田氏・弓削氏・来栖氏・矢作連などが引き続き、勢力を維持し、また高安山東麓地区も同様に、物部一族である山部連がその勢力を維持したようである。

『日本書紀』によれば、「丁未の変」から15年後、斑鳩宮造営が開始され、厩戸皇子薨去後は『上宮聖徳法王帝説』等の文献に厩戸皇子の子、山背大兄王が斑鳩宮を継承したにすぎず、斑鳩の里を囲む屋部郷・坂門郷・飽波郷の支配者は、上代裂墨書銘が示すように物部一族の山部連が引き続き支配していたと思われる。

以上の考察から、若草伽藍の発願者として物部大連の可能性や、あるいは物部一族による可能性も指摘できる。前者は、若草伽藍の創建時期であるとする六世紀末頃は「丁未の変」と時期的に重なることより、後者の物部一族による発願の可能性が高いと思われる。「丁未の変」で物部守屋大連家は滅亡したが、依然として物部一族の勢力ならびに財力は維持されたと思われるので、弓削氏を中心に山部連の木材供出などもあり、若草伽藍創建事業は可能であったと思われる。

なお、同地に近接する平群町の豪族平群氏が古代からの支配者とする説もあるが、平群氏の奥津城とされる平群谷古墳群の変遷を考えると同氏の抬頭は6世紀中期以前には遡れず、平群氏は物部討伐軍将軍として参戦した「神手」以降の新興在地豪族とみる説が有力である。『日本書紀—武烈天皇即位前紀』に影媛を平群鮪に寝取られた武烈天皇は大伴金村と共に鮪を乃樂山で誅殺し、また鮪の父真鳥の家を囲み焼き殺したとあり、真鳥は末期に「角鹿海の塩をのみ忘れて」との呪詛を吐くが、平群氏の本拠は角鹿ではなく平群郷であることより、造文の可能性を指摘できる。この造文を可能にした根拠として、天武天皇十年の帝紀・上古諸事の記定事業に平

群子首が参画していることがあげられている。

## 若草伽藍の造営時期

### 1. 考古学的知見

若草伽藍について昭和14年の石田茂作の発掘調査によって、一塔一金堂の四天王寺式伽藍配置で、金堂基壇の造営が先行し、その後に塔が造営されたことが発掘調査の結果明らかにされている。

同伽藍跡から出土した創建時の瓦について、森郁夫<sup>[4]</sup>は「**2・3（単弁九弁蓮華文）の軒丸瓦と21（手彫り忍冬文7葉、左偏行）・24（手彫り忍冬文7葉、右偏行）の軒平瓦が若草伽藍の軒瓦群の中で最も先行することを示している。軒丸瓦2・3（中略）は瓦当面の形状と調整法、そして丸瓦部玉縁の状況が飛鳥寺出土一弁単弁蓮華文軒丸瓦と酷似している。（中略）飛鳥寺の造営工事は『日本書紀』や『元興寺伽藍縁起并流記資材帳』などによれば、崇峻天皇三年の木材伐採から始まり、推古天皇十七年（609）には完成したとみられる。飛鳥時代の軒丸瓦のうち一〇弁蓮華文軒丸瓦と一一弁蓮華文の両者が90%を超えることは、約二〇年間の造営にこの二種の軒丸瓦が主要な瓦として用いられたことを示しており、七世紀のごく初頭に一一弁蓮華文軒丸瓦が使われたことが知られるのである。（中略）さて飛鳥寺の一一弁蓮華文軒丸瓦の年代が推古天皇十七年以前であることが明らかになった以上、同一技法によって作られた若草伽藍の九弁蓮華文軒丸瓦の年代をこれより大きく降らせることは出来ない。むしろ、飛鳥寺一一弁蓮華文軒丸瓦の年代に近い七世紀初頭の年代を与えねばならない。このように考えると、若草伽藍の造営工事は七世紀初頭に開始されたことになる。」と指摘し、さらに「本来飛鳥寺造営時に使われるはずであった瓦当箔を用いて若草伽藍の軒丸瓦が作られたことが確認されている。」と指摘している。また『日本書紀-推古十三年（605）』に、厩戸皇子が斑鳩宮に遷った記事を引用し、推古十三年以降に若草伽藍の造営が開始されたとしている。完成時期については、厩戸皇子薨去後の後継者山背大兄王の代に入って塔が造営されたとし、『日本書紀-推古二十九年（621）春二月条』に、厩戸皇子薨去記事があ**

るので620年代を完成時期と推測しているようである。

森郁夫が指摘する七世紀初頭とは推古十三年以降を想定し、その立論の根拠は若草伽藍が厩戸皇子の造営を前提としているようである。

しかし、この前提には解決できない疑問がある。それは、『日本書紀』の若草伽藍造営の不記載である。厩戸皇子が若草伽藍の造営者であるならば、なぜ記述しなかったという疑問に真摯な検証が不可欠であるのに、森郁夫は多くの歴史学者と同様に、この疑問に対して口を噤んでいる。また森郁夫の論理に従えば、若草伽藍の造営時期は法興寺（氏は執拗に飛鳥寺と記述しているが、『日本書紀』が記す創建時の法名「法興寺」と記すべきではなかろうか）とほぼ同時期であることより、創建時期を六世紀末頃と考えるのが至当ではなかろうか。

### 2. 推古十五年説

『法隆寺伽藍縁起并流記資材帳（以下、法隆寺資材帳と略す）』は、「天皇、歳次丁卯（推古十五年、607）、小治田宮御宇 天皇并東宮上宮聖徳法王、法隆學問寺、并四天王寺、中宮尼寺、橘尼寺、蜂岳寺、池後尼寺、葛城尼寺<sup>平</sup>、敬造仕奉」とあり、若草伽藍は學問寺として造営されたとしている。

学者によっては『日本書紀-推古十四年是歳条』の「皇太子亦講<sub>ニ</sub>法華經於岡本宮<sub>一</sub>。天皇大喜之、播磨国水田百町施<sub>ニ</sub>于皇太子<sub>一</sub>。因以納<sub>ニ</sub>于斑鳩寺<sub>一</sub>。」の記事を取り上げ、推古十四年とする説もあるが、『日本書紀-推古紀』には、推古十五年の記事として法興寺完成記事があるのみで推古紀全体では、法興寺・蜂岡寺・近江の金剛寺（後の坂田尼寺）・斑鳩寺・元興寺・葛野の秦寺が記されているものの、いずれも推古大王発願の寺とする記述はなく、法興寺を蘇我馬子発願の氏寺として扱っている。

『日本書紀-推古大王三十二年四月条』には、仏教統制令として「僧尼を統制するために僧正・僧都・法頭」を任命しているので、積極的な仏教受容者ではなかった可能性がうかがえる。

田村圓澄<sup>[5]</sup>は「**三宝興隆の詔は、推古大王の政策に繋がっているが、しかし推古大王の奉仏とは無関係であったことに注意しなければ**

らない。(中略)推古大王は終生、仏教を受容しなかった。推古大王の王子の竹田王も仏教の帰依者ではなかった。推古大王時代の王族のなかで、仏教に帰依したのは、厩戸王とその一家だけであり、したがって奉仏のゆえに、厩戸王は大王家のなかで孤立していたと思われる。」と指摘している。

以上から、推古十五年説ならびに推古十四年説の蓋然性は乏しいと云わざるをえない。

### 3. 小結

若草伽藍の造営時期は文献にみえないが、考古学的知見では法興寺の造営開始時期とほぼ同じ頃と思われる。

## 若草伽藍の発願者

### 1. 厩戸皇子説

『法隆寺資材帳』は推古大王と東宮上宮聖徳法王(厩戸皇子)としているが、「若草伽藍造営時期2」で前述したように推古大王が関わっていたとは考えられず、そのため多くの歴史学者は厩戸皇子単独説としているものの、根拠となる確かな文献は見出せない。また『日本書紀』に同伽藍の創建や発願者に関する記述が全くないことがあげられる。その後、近畿大王家の敵対勢力となった蘇我馬子大臣発願の法興寺について詳細に記述しているのとは対照的と云わざるをえない。

したがって、厩戸皇子説はその根拠が薄弱であることが確かめられる。

### 2. 蘇我馬子大臣説

同説は、『日本書紀』が蘇我馬子大臣勅願の法興寺について詳述しているのに、なぜ若草伽藍を記述対象としなかったのかという疑問に対する答えは見当たらないようである。おそらく、『日本書紀』編纂者は若草伽藍の発願者が蘇我馬子大臣ではないことを認識していた、あるいは真の発願者を歴史上秘することが有効と認識していたと思われる。その一例が、「物部氏廃仏派」説かもしれない。

### 3. 九州王朝説

我が国における仏教先進地域である『隋書倭

国伝』が記す九州の「多利思北孤王朝」の支援によって学問寺として若草伽藍が造営されたとの指摘について検証したい。

その傍証となるのが、七世紀代と推定される正倉院黄色繩幡残片墨書に「阿久奈弥評君女子為父母作幡」にみられるように、九州王朝によって施行されたとする「評」の表記がみられることは若草伽藍が位置した飽波郷は九州王朝の影響を受けていた地域と思われるのである。「評」については、多くの文献並びに木簡記事などより、大宝元年以降は「評」から「郡」に変更されたことが確かめられているので、九州王朝説も有力な説と思われる。

では、九州王朝支配下の近畿におけるどの大王に命じたのかという当然すぎる疑問が提起される。『日本書紀』が記す推古大王は非仏教受容者であり得ず、最も妥当な候補者は蘇我大臣家と思われるが、前述したように蘇我大臣家でないことは明白である。

### 4. 物部大連家説

「斑鳩の里の歴史的背景」で前述したように同地は物部大連家の「軍事・交易・流通」の要衝地帯であった。『日本書紀』は執拗に物部大連家を廃仏派と記述しているのに対し、軍事拠点の一つであった渋河からは伽藍配置を伴う六世紀末頃の創建と推測される渋河廃寺の遺構が出土している。

すなわち、文献史学では廃仏派だが、考古学では崇仏派であることを明白に示している。また『古今目録抄』に「或説云物部守屋者地藏化身也」と記されている。この相矛盾した見解には更なる検証が求められるが、若草伽藍の発願者を『日本書紀』が秘した理由として肯けるのではないだろうか。

### 5. 小結

現状では、若草伽藍の発願者が誰であるかの結論は解明されていないが、私見は後述する再建法隆寺の庄・庄倉と物部氏の密接な関係を考慮すると、物部大連家に魅力を感じている。

(つづく)

# 那須国造碑文

名古屋市 石田敬一

## 1 碑文の意味するところ

那須国造碑の碑文は、次のとおりです。

永昌元年己丑四月飛鳥浄御原大宮那須国造  
追大壹那須直韋提評督被賜歳次庚子年正月  
二壬子辰節珍故意斯麻呂等立碑銘偲云尔  
仰惟殞公廣氏尊胤国家棟梁一世之中重被貳  
照一命之期連見再甦碎骨飛髓豈報前恩是以  
曾子之家无有嬌子仲尼之門无有罵者行孝之  
子不改其語銘夏堯心澄神照乾六月童子意香  
助坤作徒之大合言喻字故無翼長飛无根更固  
永昌元年(689年)己丑四月、飛鳥浄御原大宮  
にて、那須国造・追大壹を那須直韋提評督は賜  
わる。歳次庚子年(700年)の正月二壬子の日、  
辰節に珍つ。故に意斯麻呂等碑を立て銘に偲び  
て尔かに云う。

「仰ぎ惟うに殞公は、廣氏の尊い胤にして、  
国家の棟梁なり。一世の中に重ねて貳つを照し  
被り、一命之期に連ねて再び甦りを見る。碎  
骨挑髓するも、豈に前恩に報わんや。是を以て  
曾子の家に嬌子有ること無く、仲尼の門に罵  
者有ること無し。行孝の子は其の語を改めず。  
銘夏堯心、澄神照乾、六月童子、意香助坤、作  
徒之大、合言喻字。故に翼無くして長飛し、根  
無くして更に固し」

(読み下しは筆者による。以下同じ)

「那須国造追大壹 那須直韋提評督 被賜」の  
解釈は、那須国造・追大壹を旧称とする従来説  
と、評督を旧称とする古田説があります。

通説では「那須国造で追大壹の那須直韋提は、  
評督を賜はれり」と読み下されます。一方、古  
田説では「那須国造・追大壹を、那須直・韋提  
評督(は)賜る」と読み下します。

私は、古田説が正しいと思います。というの  
も、追大壹は、天武十四年(685年)に制定され  
た新しい冠位四十八階の冠位制度によるもので  
すから、その制定4年後の永昌元年(689年)  
に追大壹の冠位が与えられたとすれば、新たな  
冠位を賜る時期として適当です。できたばかり

の冠位制度に従って新たな冠位を賜ったこと  
になります。一方、「評」は、法隆寺旧蔵金剛觀  
音菩薩像の銘文に「辛亥年(651年)笠評」が  
あり、評制及び評督の官職は7世紀半ばには存在  
したと考えられます。したがって、古い官職に  
新しい官職と冠位が与えられたことになり、評  
督であった韋提が国造・追大壹を永昌元年に賜  
る流れが自然であり、よく理解できます。

従来説の読解では、那須国造・追大壹である  
韋提が評督を賜ったことになりませんが、新冠位  
の追大壹とともに那須国造の任命を受けたばかり  
の韋提がすぐにまた評督の官職を賜ることにな  
り不自然だと考えます。

ところで、評督は、古田武彦氏が『古代に真  
実を求めて』第9集(明石書店、2006年3月)な  
どで筑紫都督の配下の倭国独自の官職であると  
示されています。中国においては中国の属国に  
対して都督を与えているものの評督の制度はあ  
りませんので、評督を倭国独自のものとする古  
田説に私も全く同感です。そしてまた中国がそ  
の属国の王に都督を与えたように、評督につい  
て、私は、九州王朝である倭国(以下、九州倭  
国)の王者がその属国である各地の王に与えた  
官職であると考えます。

さて、九州倭国の王者がこの評督の官職の任  
命を実施したのと同じように、永昌元年に那須  
国造の官職とともに追大壹の冠位を与えたの  
も、九州倭国の王者であるとの見解があります。  
通説では「飛鳥浄御原大宮」を人物と解して「持  
統天皇から賜わる」と解釈します。しかし、こ  
の見解について、私は違うと思います。私は「飛  
鳥浄御原大宮」は文字どおり場所を示すと考え  
ます。「飛鳥浄御原大宮にて賜わる」と読解する  
ほうが適切であると思います。

国造・追大壹は、これまでの評督とは異なる  
官職・冠位の制度です。韋提は、評督とは異な  
る制度のもとに那須国造の官職と新たな冠位を  
与えられたのです。そして、評制は701年まで  
続いたことが明らかになっていますので、それ  
を与えた人物は、評督の官職を与えた同じ九州  
倭国の王者ではありえません。永昌元年の時点  
では、倭国の評制・評督制と並行して、倭国の  
属国である日本国の国造・冠位制が実効性を  
持っていたことをこの碑文は示しています。

永昌元年（689年）は『二中歴』年代歴に記載された、いわゆる九州年号の「朱鳥」（686～694年）の時代にあたります。九州倭国の独自年号「朱鳥」が続いている時期であったにもかかわらず、「朱鳥」は記されず、唐の武則天の年号が碑文に刻まれたのは、すでに九州王朝の実権が反唐派の倭国から親唐派の日本国に移っていることを如実に物語っています。当然、関東の一角、那須だけが唐の支配下にあるわけではありません。永昌元年の時点では、九州の倭国から近畿の日本国に引き継がれていた地域のすべてが、唐武則天の支配下になったのです。

那須国造碑の碑文では、韋提は、一生の中で二回、蘇よみがえり照らされたとあります。すなわち2回、日の目を見たということです。それは、九州の倭国から評督に任命されたときと、近畿の日本国から国造に任命されたときの2回ということです。特に2回目は起死回生の出来事だったということで「蘇」の語句が使われたでしょう。

## 2 倭国と日本国の冠位制度

『日本書紀』は、701年に建国された近畿王朝（新日本国）によって、前王朝である倭国とそれに繋がる日本国の歴史について記述されたという観点を持たないと、倭国と日本国の冠位制度についての理解は困難になると思います。

倭国の冠位制度について、『隋書』倭國伝（以下倭國は倭国と記述）に「内官に十二等あり。一を大徳といい、次は小徳、次は大仁、次は小仁、次は大義、次は小義・・・定数なし」とあり「内官」を定めています。また『旧唐書』倭國伝には「官を設くる十二等あり」とあります。このように隋・唐の中国史書には、倭国の冠位制度が、内官の冠位で十二等で成り立つと示されます。一貫して十二等です。なお、高麗も十二等です。

**官有太大夫，次大兄，次小兄，次對盧，次意侯奢，次鳥拙，次太大使者，次大使者，次小使者，次禰奢，次翳屬，次仙人，凡十二等。**

（中華書局版二十四史『隋書』1814頁）

一方で、書紀には、推古十一年（603年）に「始めて冠位を行う。大徳、小徳、大仁、小仁、大

礼、小礼、・・・并て十二階」の記事があります。この推古十一年（603年）の「冠位十二階」は、倭国の「内官十二等」と比べると冠位の書き順は違うものの、冠位名と等級階数がまったく同じですので、倭国の冠位制度を記述したものと考えられます。

史書	冠位
隋書	大徳・小徳・大仁・小仁・大義・小義 大礼・小礼・大智・小智・大信・小信
書紀	大徳・小徳・大仁・小仁・大礼・小礼 大信・小信・大義・小義・大智・小智

そして、「冠位十二階」に続いて、大化三年（647年）の「冠位十三階」制定、大化五年（649年）の「冠十九階」、天智三年（664年）の「冠位二十六階」、天武十四年（685年）の「親王・諸王十二階諸臣四十八階」まで冠位の階数が増えていきます。大化三年（647年）の冠位十三階以降の冠位については、中国の史書に示されませんので、これらは、倭国の冠位制度ではなく、倭国の属国である日本国の冠位制度が記述されていると考えられます。

つまり、書紀の大化以降の時期には、倭国の内官十二等制度とともに、その属国でありながら力を増してきた日本国の冠位制度が並存していたということになります。

近畿天皇家の一元史観では、なぜ中国史書に大化以降の冠位制度が記述されていないのかが、説明できません。また、これらの冠位制度は九州王朝からの盗用とする意見もありますが、大化以降の冠位制度がなぜ中国史書に記述されていないのか、やはり説明できません。これまでの古代史観では、こうした冠位制度の説明が困難です。

『日本書紀』は、近畿王朝に先立つ九州王朝の倭国とそれを受け継いだ日本国の歴史を記述したものという観点に立つと、倭国と日本国の冠位制度がよく理解できます。

## 3 いわゆる九州年号

『日本書紀』には、「大化」「朱鳥」「白雉」など、いわゆる九州年号が記述されています。

これらの九州年号は、書紀において隠された

年号であると一般的に認識されています。もしくは九州王朝の史書から盗用されたという考え方もあります。

私は、こうした説明に納得がいきません。

もし、書紀が九州年号を隠蔽したのだとすれば、なぜ、わざわざ「改天豊財重日足姫天皇四年 爲大化元年」とか「改元曰朱鳥元年 仍名宮曰飛鳥浄御原宮」とか「今我親神祖之所知穴戸國中有此嘉瑞 所以大赦天下改元白雉」と書き残したのでしょうか。もし、これらの具体的な年号名を書紀が隠したいのであれば、改竄が明白になる危険を冒さず記述することはないのです。

しかし、実際には書紀は「大化」「朱鳥」「白雉」について、ときには理由らしきものまで付加して目立つように記述しています。となると、書紀は九州年号を認識し、かつそれを明らかにする意志があります。私たちは、そのように素直に認めなければなりません。

「大化」「朱鳥」「白雉」の年号について、その改元理由を模索した論考はありますが、書紀がこれらの年号を記述した理由について、的確に答えられた論考はないように思われます。

なぜ、書紀は、これらの年号を記述したのでしょうか。私は、これまでも「東海の古代」等で述べてきているとおり、『日本書紀』は、古<sup>いにしえ</sup>の近畿天皇家の歴史を記述したのではなく、中国の正史の編纂ルールに従い、701年に近畿王朝が建国される以前に存在し滅亡した日本国の歴史について編纂する立場で記述したものです。日本の正史であるからこそ、その書名を編纂ルールに則し『日本書紀』と称するのです。そして、その日本国は『旧唐書』日本国伝にあるように「日本国は倭国の別種」であるものの「倭国の地を併せた」とあることから、九州王朝の倭国を引き継いでいます。したがって、『日本書紀』は日本国の歴史とともに倭国の歴史をも書き記した史書であるということなのです。

こうした観点でみれば、『日本書紀』は、九州倭国の歴史を記述する中で九州年号を記述し、その九州年号が連綿と続いていた証拠として、元号を改元して九州年号の継続を示していることに納得できます。

では、なぜ「大化」「朱鳥」「白雉」以外の年号は記述されなかったのでしょうか。書紀は、近畿王朝に都合の良いように書き直されている

ことは、多くの方が認めるところでしょう。九州年号をすべて記述すれば、様々な資料から収集した情報を編纂する際に記述が困難になります。ましてや、書紀を編纂した近畿王朝に都合の良いように編集しようとする際に、九州年号は邪魔ですから、必要最小限に九州年号を記述せざるをえなかったと私は考えます。

たとえば、『二中歴』にある命長(640～646年)や常色(647～651年)を記述すれば、書紀のいう大化の期間(645～650年)とそれぞれ重複してしまい、書紀編者が命長や常色を記述しながら、編纂しようとするれば、それらの年号が支障となって、うまく記述できません。したがって、年号を記述したくとも記述できないのは自明です。また、書紀のいう白雉の期間(650～654年)は、『二中歴』の常色(647～651年)や白雉(652～660年)と重なってしまい、同様の問題が生じます。

したがって、必要最小限の九州年号「大化」「朱鳥」「白雉」以外は記述できなかつたし、記述しなかつたのです。『二中歴』の年号の時期や年数が正しいとすれば、書紀の「朱鳥」「白雉」はおおむね『二中歴』と同じ時期になっていますが、「大化」は近畿王朝にとって都合よく使用されたため、大きくずれることになります。

書紀の大化(645～650年)は、貞観二十二年(648年)の「又附新羅奉表、以通起居」の記事など新羅が中国側に献上しているという状況を踏まえて、倭国独自の年号があったこと、つまり倭国は独立国家で新羅等は倭国にも貢献していたことを強調するために採用されたと考えられます。たとえば、大化元年(645年)の「高麗・百濟・新羅、並遣使進調」、大化二年(646年)の「高麗・百濟・任那・新羅、並遣使、貢獻調賦」、大化三年(647年)の「高麗・新羅、並遣使貢獻調賦」などの貢献記事があります。新羅は倭国にも献上しているという倭国側の立場を明確に主張するために盛り込んだと思われま

す。書紀の大化三年(647年)に金<sup>キム</sup>春秋<sup>チュンチュ</sup>を倭国の人質にした、次の記事も同じ主旨により記述されていると思われま

**新羅遣上臣大阿飡金春秋等 送博士小德高向黑麻呂 小山中中臣連押熊 來獻孔雀一隻鸚鵡一隻 仍以春秋為質**

(孝徳天皇大化三年十二月是歳の条)

新羅、上臣大阿湊金春秋等を遣わし、博士小徳高向黒麻呂・小山中中臣連押熊を送り、来りて孔雀一隻・鸚鵡一隻を献ず。仍りて春秋を以て質と為す。

新羅は、大阿湊（17階位の第5等官）の官職にある金春秋を派遣し、新羅に派遣されていた高向黒麻呂と中臣連押熊とともに帰国し、クジャクとオウムを献上したということです。金春秋は、後に新羅の第29代の王（在位:654～661年）になる武烈王であり、この記事は、倭が人質としていたことを示すことで倭国が新羅を傘下においていた状況を示したと考えます。

また、『旧唐書』本紀の永徽五年の献上に関して、倭は、唐の冊封体制下にあるのではなく、唐と対等の立場で外交していることを明確にするため、新羅が年号をやめた時期の7世紀の半ばの永徽元年（650年）や永徽五年（654年）には、倭国が「白雉」（650～654年）年号を使用していたと書紀に明記しています。

ところで、大化は年号の始まりであることが研究者の常識になっています。しかし、書紀には大化が年号の始まりなどとは書かれていません。「建元」ではありません。書紀は大化を「改……爲大化元年」としており、継続する年号の途中の年号であると示しています。それを勝手に、大化は年号の始まりであると主張するのは間違いです。『日本書紀』を701年以後の近畿王朝が自らの過去の歴史を書き記した歴史書であると捉えてきた点で、これまでの歴史学者の認識は誤っていたと私は考えています。

## 5月の例会報告

### ○ 国家の成立と弥生墓の発達から見る大和の遅れ 一宮市 竹嶋正雄

表題の銘文を分析し、日十大王は日下大王であると結論づけた。

### ○ 九州年号－1（大化-2・朱鳥） 名古屋市 佐藤章司

前回に続いて「大化と朱鳥」年号を考察し、報告した。

### ○ 『二中歴』年代歴の「兄弟、蔵和」年号について（追加）－古代史覚書帳－

瀬戸市 林 伸禧

177号（平成27年5月）で『二中歴』年代歴の「兄弟・蔵和」年号が重複しているのは内乱があり、二つの勢力が各々年号を建てたと思われると思われたが、さらに史料を追加した。また、古賀達也氏が「洛中洛外日記第924～937話（2015年4月16～26日）」において述べられている、「六」字は「元」字を読み間違えたとする誤認説について論評した。

## 例会の予定など

### 1 6月例会、平成27年度総会

#### (1) 日時

6月21日(日) 13:30～17:00

#### (2) 場所

名古屋市市政資料館 第2集会室  
名古屋市東区白壁1-3、TEL052-953-0051

#### (3) 参加料 500円（会員は不要）

#### (4) 交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」、北徒歩5分
- ・市バス「清水口」、南西徒歩8分
- ・市バス「市役所」、東徒歩8分

#### (5) 駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台＋α収容（無料）
- ・ウィルあいち駐車場：南隣、30分170円
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点東40分200円

### 2 第27回愛知サマーセミナー2015

#### (1) 日時

7月19日(日) 13:10～16:10

#### (2) 場所

愛知淑徳中学校、高等学校等（会場未定）

古田武彦先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。例会での研究報告、発表は大歓迎です。資料を配付される場合は、「20部」をご用意願います。